

○日本医科大学研究部共同研究施設臨床系研究室管理運営委員会運営細則  
(平成28年10月1日細則第26号)

(目的)

第1条 この細則は、日本医科大学医学部教授会規則第7条第3項に基づいて設置された、日本医科大学研究部共同研究施設臨床系研究室管理運営委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、臨床系研究室の管理及び使用に関し、その円滑な運営を図ることを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員で構成する。

- (1) 研究部長
- (2) 臨床系研究室長
- (3) 臨床医学利用分野代表 1名
- (4) 学長が指名した委員 若干名

2 学長、大学院医学研究科長及び医学部長は、委員会に随時出席し、助言するものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、臨床系研究室長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、その代理を学長が指名する。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、必要に応じ、随時開催する。

- 2 委員会の開催は、原則として1週間前に主要議題を付して通知する。
- 3 委員会は、委員総数の過半数の出席を要するものとする。ただし、委員が別に定める委任状を提出した場合には、当該委員は出席したものとみなす。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者を出席させ、意見を聞くことができる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床系研究室の管理・運営に関する事項
- (2) 臨床系研究室の予算・決算に関する事項
- (3) 臨床系研究室に係る内規・要領等に関する事項
- (4) その他学長が諮問した事項

2 委員会において審議された内容は議事録を作成し、保存管理する。

(議決)

第8条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の出席委員には、委任状提出委員は含まないものとする。

(報告)

第9条 委員長は、審議事項を研究部委員会に報告し、承認を得るものとする。

(担当部署)

第10条 委員会に関する事務は、共同研究施設が担当する。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成28年10月1日から施行する。